

# 盛岡市から転出される方へ

新しい住所地に住み始めてから14日以内に、新住所地の市区町村役場に転入届をしてください。  
(14日以内に届出をしないと、法律により5万円以下の過料に処される場合があります。)

《主な手続きのみ記載しています。必要書類等は転出者によって異なる場合があります。詳細は担当課へお問合せください。》

(R5.4.1)

	手続き	必要な物	担当課
国民健康保険・後期高齢者医療	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証その他認定証等の返還	国民健康保険被保険者証	本庁別館1階 健康保険課 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 健康福祉課
	市外の住所地特例対象施設へ入所する方 <input type="checkbox"/> 国民健康保険法第116条の2該当届	入所施設が発行する在園証明書、本人確認書類	※青山・太田・築川・繫支所は国民健康保険のみ受付 ※国民健康保険法第116条の2該当届は健康保険課でのみ受付
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証の返還・資格変更等	後期高齢者医療被保険者証	
年金	他市区町村へ転出する国民年金第1号被保険者や年金受給者は盛岡市での手続きは不要です。 転入先市区町村で手続きが必要となる場合があります。		
	<input type="checkbox"/> 国外へ転出する国民年金第1号被保険者の喪失届(必須)・海外任意加入届	年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバー確認書類、本人確認書類 (海外転出に伴う任意加入希望の方は通帳と金融機関届出印)	本庁本館2階 医療費助成年金課 年金係 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 健康福祉課
	<input type="checkbox"/> 国外へ転出する年金受給者(20歳前傷病による障害基礎年金)の年金等支給停止の手続き	年金証書またはマイナンバー確認書類、本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 国外へ転出する年金受給者(20歳前傷病による障害基礎年金受給者を除く)の住所変更届等	年金証書またはマイナンバー確認書類、本人確認書類、通帳等 ※その他必要なものは、盛岡年金事務所にお問い合わせください。	日本年金機構 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211 盛岡市松尾町17-13	
医療費助成	<input type="checkbox"/> 各種医療費受給資格の喪失 (乳幼児、妊産婦、小学生、中学生、高校生等、ひとり親等、寡婦等、重度心身障がい者、中度身体障がい者) ※受給者証は転出日の前日まで使用できます。転出日以降に使用した場合、盛岡市への返金が発生することがあります。	各種受給者証	本庁本館2階 医療助成年金課 医療助成係 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 健康福祉課
	<input type="checkbox"/> 未熟児養育医療居住地変更	養育医療券	
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療(育成医療)受給者等記載事項変更 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療支給認定取消	受給者証(育成医療) 受給者証	市保健所2階 母子健康課
介護保険	市外の住所地特例対象施設へ入所しない方 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の返還 <input type="checkbox"/> 負担限度額認定証・負担割合証の返還	介護保険被保険者証 負担限度額認定証、負担割合証	本庁別館5階 介護保険課 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 健康福祉課
	市外の住所地特例対象施設へ入所する方 <input type="checkbox"/> 住所地特例適用届	介護保険被保険者証	本庁別館5階 介護保険課
児童手当等	<input type="checkbox"/> 児童手当の受給事由消滅届	なし	本庁本館2階 医療助成年金課 医療助成係
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格の喪失	医療費受給者証	市保健所4階 子ども青少年課 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 健康福祉課
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の転出前届	児童扶養手当証書	上記のうち医療助成年金課を除く3箇所
	<input type="checkbox"/> 母子父子寡婦福祉資金の借主・連帯借主・連帯保証人の住所変更	なし	子ども青少年課のみ
障がい福祉	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証、障害児通所支援受給者証の返還	受給者証、印鑑	本庁本館5階 障がい福祉課
	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の転出前届	特別児童扶養手当証書	本庁本館5階 障がい福祉課 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 健康福祉課
※身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院・更生医療)は盛岡市での手続きは不要です。			
転校	<input type="checkbox"/> 児童・生徒の転校手続き (市民登録課等で「転校手続きについて」を受け取った方を除く)	なし	①都南分庁舎3階 教育委員会 学務教職員課 ②本庁本館5階 教育委員会分室 ③玉山総合事務所1階 学務教職員課 玉山地区担当
	<input type="checkbox"/> 区域外就学申請	印鑑	上記①~③と同じ ※場合によっては①での手続きが必要となる場合があります。
保育所等	<input type="checkbox"/> 保育施設の退園届	なし	市保健所1階 子育てあんしん課 子育てあんしん課 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 健康福祉課
	<input type="checkbox"/> 無償化に関する施設等利用給付認定の住所変更	なし	市保健所1階 子育てあんしん課

裏面もご覧ください

	手続き	必要な物	担当課
その他	<input type="checkbox"/> 上下水道の使用中止届 (電話やインターネットからも届出できます。)  <a href="https://www.morioka-water.jp/general/apply.html">https://www.morioka-water.jp/general/apply.html</a> ※農業集落排水施設、家庭用井戸水を使用している世帯の方は人数変更の届出等も必要です。詳細は担当にお問い合わせください。	転出前住所と新住所の 物件名・部屋番号・電話番号等 水栓番号またはお問合せ番号 (納入通知書や料金のお知らせに記載)	上下水道局本庁舎1階 上下水道局 お客さまセンター ☎019-623-1411 盛岡市愛宕町6-8
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車(125cc以下のバイク)、 小型特殊自動車の廃車届	ナンバープレート、 標識交付証明書	本庁本館2階 市民税課 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 税務住民課 登録証明係
	<input type="checkbox"/> 犬の登録事項変更届 ※盛岡市での届出は不要です。	新住所地の市区町村で必要な登録事項変更手続きをしてください。 マイクロチップ情報登録をしていない犬は、手続き時に犬鑑札と 書いてある金属プレートが必要です。	
	盛岡市内に固定資産を所有又は管理している方 <input type="checkbox"/> 納税管理人申告・承認申請書等の提出 ※お手続きについては、担当課にお問い合わせください。	固定資産税・都市計画税の 納税通知書	本庁別館6階 資産税課 ☎019-626-7530

●新住所地での転入届に必要なもの ※詳しくは、新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。

- ・転出証明書  
 (マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(以下「マイナンバーカード等」という。)を  
 利用して転出届を行った方には発行しておりません。マイナンバーカード等をご提示ください。)
- ・届出人の本人確認書類(運転免許証等)
- ・マイナンバーカード等(お持ちの方)
- ・(代理人が届出する場合には)委任状

●マイナンバーカード等を利用して転出届を行った方へ

- ・転入日から14日を経過して転入届をした場合、マイナンバーカード等が利用できなくなります。
- ・転出予定日から30日を経過すると、マイナンバーカード等を利用した転入届ができない場合があります。  
 その際は、改めて転出証明書の交付を受ける必要があります。また、マイナンバーカード等が利用できなくなります。

●外国語(英語・中国語)で手続きなどのお手伝いができます。

必要な方は、文化国際課に お問い合わせください。

(担当) 本庁舎別館 7階 文化国際課 ☎019-626-7524

文化国際課のホームページ



マイナンバーカード等について	新住所地の市区町村役場にカードを持参し、継続利用手続きを行ってください。マイナンバーカードをe-Tax(電子申告)で利用する方は、新住所地で署名用電子証明書の再発行申請を行ってください。
転出(予定)日や 転出(予定)地が 変更になった場合	そのまま新住所地の市区町村役場に転出証明書を提出し、変更事項を申し出て転入の手続きをしてください。転出証明書を再発行する必要はありません。
転出証明書を紛失した場合	本人確認ができるもの(運転免許証等)を持参のうえ、盛岡市役所市民登録課または各支所にて再交付の手続きをしてください。
転出が取りやめになった場合	転出証明書と本人確認ができるもの(運転免許証等)を持参のうえ、速やかに盛岡市役所市民登録課または各支所にて転出取消の手続きをしてください。
国外へ転出していた方が 帰国して転入の届出をする場合	転出証明書は交付されていませんので、パスポート、戸籍謄本(抄本)・戸籍の附票などを持参のうえ、新住所地で転入の手続きをしてください。 (持参するものの詳細は新住所地へお問い合わせください。)
印鑑登録について	印鑑登録は住民登録をしている市区町村で登録するものです。盛岡市で印鑑登録していた方は、転出(予定)日付で印鑑登録が自動的に廃止されます。印鑑登録証またはもりおか市民カードは、転出(予定)日後に処分してください。なお、新たに印鑑登録が必要な場合には、新住所地の市区町村役場で登録してください。
在外選挙人名簿の登録について	海外に住んでいる人が、外国にいながら日本の国政選挙及び国民審査に投票できる制度(在外選挙制度)があります。詳しくは外務省のホームページ ( <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html</a> )をご覧ください。
住民税について	1月1日現在において住民登録していた市区町村で課税されますので、今年の1月1日に盛岡市に住民登録していた場合は、盛岡市に納税していただくことになります。また、所得証明書・非課税証明書等も1月1日現在において住民登録していた市区町村で発行しますので、盛岡市に住民登録していた場合には市民税課までお問い合わせください。

【住所変更に関するお問い合わせ】

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所市民部市民登録課 登録係  
 電話 (直通) 019-613-8309 (代表) 019-651-4111